

第7期 第3回東温市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和2年10月7日(水) 午前9時30分～
2. 開催場所 中央公民館 2階 第1、第2研修室
3. 出席委員 (17人)
4. 欠席委員 (2人)
5. 議事録署名人の指名について (2人)
6. 議案日程

議案第8号	農地法第3条の許可申請について	(1件)
議案第9号	農地法第4条第1項の許可申請について	(1件)
議案第10号	農地法第5条第1項の許可申請について	(2件)
議案第11号	農業振興地域整備計画の変更に係る意見について	(3件)
議案第12号	農用地利用集積計画書に係る意見について	(1件)
議案第13号	農地中間管理事業に係る「農地利用集積計画」の決定及び「農地利用配分計画(素案)」への意見について	(8件)
7. 農業委員会事務局職員 (2人)

8. 会議の概要

○次長

皆さん、おはようございます。ご起立をお願い致します。姿勢を正してください。一同、礼。ご着席ください。総会に先立ちまして、委員の出席状況をご報告致します。本日の委員の出席は総数19名中17名です。8番の〇〇委員さん、11番の〇〇委員さんから欠席の連絡を受けております。〇〇委員さんから遅れて来るとの連絡を受けております。過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき総会が成立していることをご報告いたします。なお、〇〇事務局長は、所用がございまして総会を欠席致します。それでは開会に当たり、〇〇会長よりご挨拶をお願いします。

○会長

皆さん、おはようございます。本日は非常に天気も良く、秋も本番を迎えており、収穫も終盤に入ってこようかという時期となります。皆さん非常にお忙しい中、本日は出席頂きましてありがとうございます。さて、7月に改選がございまして、8、9月には研修も終わりましたので、いよいよこれからが我々の正念場になってくるんじゃないかと思えます。

本日は、審議案件16件と多めですが、よろしくご審議の程お願いします。それでは、只今から第3回東温市農業委員会を開催致します。本日の議事録署名人ですが、5番 〇〇委員さん、9番 〇〇委員さん、よろしくお願いします。それでは早速ですが、議案審議に入ったらと思えます。

議案第8号、農地法第3条の許可申請についてを議題とします。1番より事務局から説明願います。

○事務局

議案第8号、農地法第3条の許可申請についてということで、1番 譲渡人 〇〇 〇〇さん。譲受人 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇、田、962㎡、〇〇、田、160㎡、〇〇、田、142㎡、〇〇、田、467㎡、〇〇、畑、2,477㎡、合計5筆で合計面積4,208㎡です。譲受人の耕作等の状況について申し上げます。権利内容は、所有権移転の贈与です。作付作物は水稻です。主な農機具の保有状況は、トラクター、田植機、コンバインです。労働力は本人、常時1人です。耕作面積は4,208㎡です。周辺農業経営への影響につきましては、特に支障なしということで、農地法第3条第2項の各号の不許可要件ですが、1から7いずれにも該当しない為、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきまして、地元、〇〇委員さんですので、確認結果のご報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

〇〇さんから手続きのご相談がありました。内容については、特に問題はないかと思
います。本人からも、今後出来る限り農業を続けていくつもりだと伺っております。ご
審議よろしくお願い致します。

○議長（会長）

只今、地元農業委員さんからの報告がありました。皆さんの方から何かご意見、ご
質問等はございますでしょうか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、議案第9号、農地法第4条第1項の許可
申請についてを議題とします。事務局より説明願います。

○事務局

議案第9号、農地法第4条第1項の許可申請についてということで、2番 転用者 ○
○ 〇〇さん。土地は、〇〇、田、329㎡です。都市計画区域はその他の区域。農地
区分は第2種農地ということで、他のいずれの基準にも該当しない農地という理由から
第2種農地と判断されます。農用地区域は農用地区域外。転用目的は露天駐車場です。
開発許可は不要です。令和2年6月30日、第36回委員会で除外意見決定済みの案件
となります。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、第36回の委員会で除外意見を決定しておりますが、その後
の経過について、地元、〇〇委員さんから確認結果のご報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

〇〇さんから申出がありまして、〇〇さんは〇〇のオーナーさんで、今は田んぼとし
て使っている場所を駐車場として使いたいということでした。特に変更はありません。
よろしく申し上げます。

○議長（会長）

皆さんの方から何かご意見、ご質問等はございますでしょうか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、議案第10号、農地法第5条第1項の許
可申請についてを議題とします。3番について事務局より説明願います。

○事務局

議案第10号、農地法第5条第1項の許可申請についてということで、3番 貸付人

〇〇 〇〇さん。借受人 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇、田、447㎡です。都市計画区域はその他の区域。農地区分は第2種農地ということで、他のいずれの基準にも該当しない農地という理由から第2種農地と判断されます。農用地区域は農用地区域外。転用目的は露天駐車場です。権利内容は賃貸借権の設定です。開発許可は不要です。令和2年6月30日、第36回委員会で除外意見決定済みの案件となります。以上です。

○議長（会長）

この件につきましても、6月30日、第36回の委員会で除外意見を決定しておりますが、地元、〇〇委員さん、その後の確認結果のご報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

〇〇さんが、駐車場が手狭になったので、近くで借りれる場所を探しており、〇〇さんに農地を貸してくれるよう相談したところ、貸しますということでした。周辺の住民の方の了承は取られております。以上です。

○議長（会長）

只今〇〇委員さんから説明を受けましたが、皆さんから何かご意見ご質問はございますか？

（ 意見 ・ 質問 なし ）

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、4番について事務局より説明願います。

○事務局

4番 貸付人 〇〇 〇〇さん。借受人 〇〇 〇〇さん、〇〇さん。土地は〇〇、田、240㎡です。都市計画区域は市街化調整区域です。農地区分は第3種農地ということで、鉄道の駅から概ね300m以内にある農地という理由から第3種農地と判断されます。農用地区域は農用地区域外。転用目的は分家住宅です。権利内容は使用貸借権の設定です。開発許可は必要です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんですので、ご報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

貸付人の〇〇さんに対して、借受人の〇〇さんは直系のお孫さんになります。いわゆる分家住宅ということで、申請が上がっておりますので、ご審議よろしくをお願いします。

○議長（会長）

それでは皆さんのご意見をお伺いしたらと思います。何かご意見ご質問ございますか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決を行ったらと思います。承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手で、承認いたします。続きまして、議案第11号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見ついてを議題とします。5, 6, 7番は関連しておりますので、一括で審議をしたらと思います。それでは事務局より説明願います。

○事務局

議案第11号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてということで、農用地への編入となります。

5番 所有者、申出者ともに ○○ ○○さん。土地は、○○、田、339㎡、○○、田、253㎡、○○、田、573㎡、合計3筆で、合計面積が1,165㎡です。編入の内容としましては、中山間地域等直接支払制度を実施するためのもので、事業の実施に合わせて農用地区域への編入をしたいと申出がありました。続きまして、6番 所有者、申出者ともに ○○ ○○さん。土地は、○○、田、50㎡、○○、田、178㎡、○○、田、640㎡、合計3筆で、合計面積は868㎡です。続いて7番、所有者、申出者ともに ○○ ○○さん。土地は、○○、田、60㎡、○○、田、864㎡、○○、田、2,219㎡、合計3筆で、合計面積は3,143㎡です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、私の担当地区ですので、ご説明致します。

○議長（会長）

ここは全部で9筆あるわけですが、現在、休耕田として色分けをされております。奥松瀬川では休耕田を全筆解消していくという活動を行ってございまして、今回は初年度ということで、全部で50アール余りなんですけど、農用地にしなければ中山間の交付金が出ないという事情がありまして、まず交付金が受けられる状態にしようという事での申請です。新しく棚田法案が出来まして、今、松瀬川地区では指定棚田への申請もしております。その辺りの費用について、交付金を利用して、全筆柚子を植えていこうということで、柚子の苗を2.5ha計画しております。そういう内容で、集落で行う活動の対象地という事になっておりますので、よろしくご審議願います。以上です。

○議長（会長）

それでは何かご意見ご質問はございましたらお願いします。

○委員 ○○委員

勉強不足でよく分かってないんですけど、この中山間地域の直接支払制度の交付金は、例えば1a当たりいくらかか1㎡当たりいくらかか、そういう金額の決め方なんですか。

○議長（会長）

この交付金は色んな制度の加算がありまして、加算金が上乘せされていきます。基本部分は反当2万円までだったと思います。これで草刈りをやってくださいっていうのが最初の出だしです。それで、今回、棚田法案っていうのが出来て、その交付金が中山間直接支払制度の中に加算金として組み込まれているので、その交付金を貰って棚田の事業に取り組みようとするんなら、その中の取っ掛かりの一番大事な農地の問題、これをクリアせんといかんので、今回青地申請をしたということです。これは今後また何回か出て来ると思います。まだ休耕田がありますので、これを全て柚子にしておくと、そんな計画でやっていく予定です。

○委員 ○○委員

ちょっといいですか？

中山間の地域の指定をするとして、その地域については休耕田、その分の草を刈って、整地をして、将来柚子を植えるという構想だと。その趣旨は分かるんですが、松瀬川は傾斜が多いんで、実際に柚子を植えて、安全、確実に収穫するには、地面を均して平地にするとか、農道を作るとか、そうやって農地を整備する必要があると思うんです。そこら辺の作業はどうするって話になつとるんですか？

○会長（議長）

集落協定の下部組織に○○会があって、これが実働部隊で、実際ここを管理していくのは○○会でやっていくことになろうかと思えます。今現在、奥松瀬川での取り組みにより、ここ2、3年で、新規就農者が5人、まもなく6人目も地区外から来られて就農される予定ですが、これを担い手にしていこうと。こういった人たち、主に50代の人をターゲットにして、新規就農、集落営農組織へ入ってもらって、機械の共同利用、現在は農協に頼つとるんですが、若いものに機械を使ってもらう。新規就農者や、何人かまだ元気な人もおいでるんで、その人らに頼ろうかと思っております。

他にございませんか？

（ 意見 ・ 質問 なし ）

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、議案第12号、農地利用集積計画書に係る意見についてを議題とします。事務局より説明願います。

○事務局

お手元にお配りしております、「農用地利用集積計画書」をご覧ください。令和2年度第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるものです。概要についてご説明いたします。表紙をめくって次のページをご覧ください。今回は11月1日開始分です。申し出件数は44件、合計面積は81,957㎡。その内、期間借地は7件、9,279㎡となっております。貸し手は41名、借り手は34名です。設定期間は、1年から20年で、5年契約の件数が最も多くなっております。

す。作物別設定面積では、米以外6項目となっております。米10aあたりの賃借料ですが、現金では最高8,836円、最低7,794円です。現物では最高90kg、最低26kgとなっております。地目別では、田、81,957㎡、畑、0㎡です。詳細につきましては、次のページから期間別、地目別の面積等が記載されておりますので後ほどご覧下さい。

以上のことから、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の東温市が定めております農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合していると考えます。以上です。

○議長（会長）

只今事務局から説明がありました。皆様からご意見お伺いしたいと思います。何かございませんでしょうか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で承認いたします。

○議長（会長）

続きまして、議案第13号、農地中間管理事業に係る「農用地利用集積計画」の決定及び「農用地利用配分計画（素案）」への意見についてを議題とします。事務局より説明願います。

○事務局

議案第13号の資料をご用意下さい。初めての方もいらっしゃると思いますが、農地を貸す方法の1つとして、農地中間管理事業というものがございます。これは、農地中間管理機構が土地の貸付者と借受者の間に入って、賃料の受け渡しを行ったり、要件によって協力金が出る制度でございます。1番後ろのページに簡単な資料を付けております。この資料を読み上げますと、農地中間管理機構とは、農地を貸したい人から農地を借り受けて、農地を必要とする方に集約して転貸する仕組みとなっております。その事業を実施する機関として、県知事が指定する「えひめ農林漁業振興機構」というものがございます。

表紙に戻って頂きまして、機構が農地の借受を行うにあたり、権利取得を行いますが、その際に市が作成します「農用地利用集積計画」決定の公告の写しが必要とされております。また、機構が「農用地利用配分計画」を作成するにあたり、市に「農用地利用配分計画」（素案）の作成を求められることとされており、その際に農業委員会の意見を求めることとされております。

それで今回、次の方から農地の貸借を行いたいと申出がありましたので、審査をお願いしたいと思います。

1番 ○○さん、2番 ○○さん、3番 ○○さんの農地を、借受者 ○○さんに貸し付けます。4番 ○○さんの農地を借受者 ○○さんに貸し付けます。5番 ○○さん、6番 ○○さんの農地を借受者 ○○さんに貸し付けます。また、機構関連農地整備事業を申し

上げます。

続いて、貸付と借受の内容についてご説明いたします。2ページをご覧下さい。農地利用集積計画がありまして、2ページ上段が〇〇さんの農地です。〇〇、〇〇の2筆です。下段は〇〇さんの農地です。場所は〇〇です。3ページをご覧下さい。〇〇さん、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の6筆です。これらの全筆につきまして、4ページ下段、〇〇さんに貸し付ける予定となっております。5ページがその場所となっております。次のページ、6ページをご覧下さい。〇〇さんの農地、〇〇、〇〇、〇〇の3筆につきまして、次の7ページ下段にあります〇〇さんに貸し付ける案件です。8ページに場所を示しております。続きまして、9ページ上段、〇〇さんの農地、〇〇、〇〇の2筆、下段、〇〇さん、〇〇、〇〇、〇〇、3筆です。これらの農地を次の10ページ下段、〇〇さんに貸し付ける案件です。11ページに地図がございます。ここまでが個人間の契約です。

次に、12ページから15ページの案件ですが、機構関連農地整備事業で、南吉井地区として、田窪、北野田について、まとめて農地を中間管理機構に貸し付ける案件となっております。数が多いので、各自ご確認いただけたらと思います。これらの方から中間管理機構に農地を預けて、中間管理機構が担い手の方に貸し付けるということになっております。14ページの108番までが田窪、109番から173番までが北野田の農地となっております。16ページ以降に農用地利用集積計画を付けております。34ページから38ページは受け手の方への農地利用配分計画となります。39ページに田窪の農地、40ページに北野田の農地の地図が載っております。なお、北野田の名簿14番の方については、まだ集積計画の印鑑が貰えていない状況のため、今回の案件に含めておりません。今後、集積計画に押印いただいたら、改めて委員会で審議していただく予定です。以上が機構関連農地整備事業の案件です。

次ですが、中間管理事業による借受者の変更です。既に中間管理権が設定されている農地の借受者を変更したいという届出がありましたので、農地利用配分計画（案）の審査をお願いしたいと思います。それが41ページ、これまで〇〇さんが借受者として耕作していた農地を、〇〇さんが耕作したいということでの変更の届出です。この方の配分計画を42ページに掲載しております。43ページに場所の地図があります。以上です。

○議長（会長）

只今、事務局から説明がありましたが、この件につきまして、何か、ご意見やご質問はありませんか。

○委員 〇〇委員

要件によって協力金が出るということですが、今回挙がっている案件で協力金が出たものはありますか？

○事務局

今回、個人の方では協力金はありませんが、基盤整備事業の方には地域集積交付金と

いうものがございます。これは改良区等の組織を受け皿として交付されます。

○議長（会長）

他にございませんか？

（ 意見 ・ 質問 なし ）

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。

以上で、本日の審議は、全て終了しました。